

議 会 資 料	議案第75号
こども家庭課	

志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 条例を改正する理由

志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例に規定されている特定教育・保育の取り扱い方針となっている根拠条文について、項ずれが発生しているため改正を行います。

2. 改正する条例の要点

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において定義されていた、指定都市および中核市の長が認定こども園の認定又は認可をしようとするときに行われていた手続きの効率化を図るために同法第3条第10項が削除されたため、引用している条文の項のずれを修正する改正を行います。

3. 改正による効果等

本改正により上位法令との整合性を図ります。

志摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年志摩市条例第28号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>